

まだ間に合う!

事業承継税制セミナー

参加
無料

制度を正しく理解することで、事業承継を考えるきっかけに!



事業承継税制は、円滑化法に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度です。

この制度には、会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」があります。

個人版事業承継税制		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の納税猶予制度	
10年間の時限措置(平成31年～)	期間	10年間の時限措置(平成30年～)	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械・器具備品など	対象資産	非上場株式	
① 経営承継円滑法に基づく認定 ② 事業継続要件	要件	① 経営承継円滑法に基づく認定 ② 事業継続要件	

講師 安達三郎税理士事務所
税理士 安達 三郎 氏

講演内容

- 事業承継税制とは (個人版・法人版の概要)
- 適用要件、注意点等
- 必要書類および申請方法
- 制度活用のポイント

こんな方におすすめ!

- ・ 事業承継時の税金の取扱いが心配な方 (経営者及び後継者)
- ・ 税制がわからず、事業承継の計画策定を躊躇している方

【日時】 令和5年11月15日(水) 14:00~15:30

【会場】 宇和島商工会館 3階ホール (丸之内 1-3-24)

【定員】 30名 (先着順、定員になり次第締め切らせていただきます。)

【申込方法】 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX、TELまたはQRコードからお申し込みください。

【申込先】 宇和島商工会議所 中小企業相談所 地域振興課 (担当: 荒木)

(TEL 22-5555 FAX 24-6655)

宇和島商工会議所 行 (FAX24-6655)

令和5年 月 日

事業承継税制セミナー申込書 (令和5年11月10日締切)

事業所名				参加者	
所在地					
電話番号		FAX		Mail	



▲参加申込みQRコード

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講演会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

主催：宇和島商工会議所 中小企業相談所